

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月31日
【会社名】	株式会社モンスターラボ (旧会社名 株式会社モンスターラボホールディングス)
【英訳名】	Monstarlab Inc. (旧英訳名 Monstarlab Holdings Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鯉川 宏樹
【最高財務責任者の役職氏名】	C F O 鈴木 澄人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー4F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 2025年3月27日開催の第19期定時株主総会の決議により、2025年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 鯉川 宏樹及びCFO 鈴木 澄人は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行っており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

また、財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を考慮して決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社14社及び持分法適用会社4社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は、AIとデジタルの力で企業の変革と価値創造に伴走する「AI & Digital Partners事業」を主たる事業を行っており、経営管理上各事業拠点における事業活動の成果を計る指標として、売上収益を重視していることから、重要な事業拠点の選定指標を売上収益(連結会社間取引消去後)とし、各事業拠点の売上収益(連結会社間取引消去後)の金額の高い拠点から合算していき、連結売上収益の概ね3分の2に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、売掛金及び売上原価に至る業務プロセスを評価対象としております。ただし、重要な事業拠点が行う重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセスは評価対象から除外いたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスもしくは、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、固定資産(のれん含む)減損プロセス、使用権資産計上プロセス、投資有価証券評価プロセス、関係会社株式評価プロセス、関係会社債権への貸倒引当金プロセス、関係会社事業損失引当金プロセス、有給休暇債務プロセス及び株式報酬費用プロセスを評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備について、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

多数の会計処理の誤り及び有価証券報告書に含まれる財務諸表等のドラフトに多数の誤りが監査法人の監査の過程で判明しました。

具体的には、使用権資産の計上仕訳の誤りや、その他の金融資産として計上すべき資産を誤ってその他の非流動資産として計上していたこと、連結キャッシュ・フロー計算書及び注記の記載誤りなどについて、監査の過程で指摘を受けました。

これらの誤りを当社の決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかったこと、また、投資有価証券の評価に時間を要したことから決算作業や監査スケジュールに遅延が生じたことについて、財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、開示すべき重要な不備として認識いたしました。

上記については、当該開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日以降に実施された監査法人による監査の過程で判明し、当該事実の判明が当事業年度の末日以降であるため、当事業年度の末日までに是正が終了しておりません。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て財務諸表及び連結財務諸表に適切に反映しております。

上記不備の主な要因は以下の通りです。

多数の会計処理の誤り及び有価証券報告書に含まれる財務諸表等のドラフトに多数の誤りが監査法人の監査の過程で判明したこと及び決算作業や監査スケジュールに遅延が生じたことについては、当社の経理体制における充分なりソースの確保およびモニタリング機能が不十分であったことが主な要因です。

当社は、上記内部統制の重要な不備を速やかに是正するために、以下のような再発防止策を速やかに策定、実施してまいります。

人員配置の見直しを含めた経理体制の最適化。

一定以上の経理経験及び専門的能力を有する人員の採用による経理体制の強化。

財務諸表及び連結財務諸表、有価証券報告書の作成手続きへの社内モニタリング機能の強化。

公正価値評価など、専門性の高い評価業務に関する外部専門家の積極的かつ適切な活用。

監査法人との事前協議を含めた、財務諸表及び連結財務諸表の作成に係る方針を検討・策定するプロセスを早期化し、その運用を徹底。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。